

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会個人情報保護規程取扱要領

第1 目的

この要領は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「規程」という。）第27条の規定により、個人情報保護の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 個人情報の定義（規程第2条）

「特定の個人が識別されるもの」はすべて個人情報とし、この規程による保護の対象となるものとする。ただし、その個人情報が開示申出の対象文書となるかどうかは第10条の規定によるものとする。なお、本会における個人情報の該当項目は別記のとおりとする。

なお、別記1に定める個人情報の該当項目の1及び2に含まれる特定個人情報を収集、保管、利用、提供する事務の範囲は、別記2のとおりとする。

第3 個人情報の収集の制限（規程第4条）

規程第4条第2項で規定する「思想、信教、信条に関する個人情報」及び「社会的差別の原因となる個人情報」は、「当該事業の目的を達成するために必要かつ不可欠な場合を除き、原則として収集しないこと、また第4条第3項で規定する6項目の例外を除いては、個人情報は本人から収集することを原則とすることに留意するものとする。

第4 委託等に伴う措置（規程第6条、第7条）

個人情報を取り扱う事業について外部委託等をする際には、規程に規定されている趣旨を契約書に明記するなど、個人情報の漏えい、滅失及びき損することのないよう努めるものとする。

第5 個人情報の利用・提供の制限（規程第8条）

個人情報の目的外の利用・提供について、規程では5項目の例外規定を設けているが、本人の権利を侵害することのないよう、その適用にあたっては本人の同意を得るなど慎重な対応に心がけるものとする。

第6 開示申出の対象となる個人情報（規程第12条）

規程では、誰もが本会に対して自分に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示申出ができ、その対象となる情報は、本会の役職員が「職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして保有」している文書に記載された個人情報と規定しています。これは決裁や供覧等の事案処理手続きが終了した文書や会議資料、印刷発行物等により完成整備されたものであり、役職員等が収集途中の未整理のものは含まないも

のとする。

第7 開示等の申出方法（規程第13条、第22条）

規程第12条による開示申出、第19条から第21条までに規定する訂正、削除、中止の申出は、別に定める自己情報開示等申出書により本会総務課に提出して行うものとする。また申出の際には、申出者は本人又は代理人であることを証明するための書類を合わせて提出しなければならない。

第8 開示等の申出に対する決定と開示方法等（規程第14条、第15条、第24条）

- 1 規程第14条に規定する通知は、別に定める自己情報開示等申出に対する決定通知書によるものとする。
- 2 開示の実施に際しては、千曲市社会福祉協議会情報公開規程実施要領（以下「情報公開実施要領」という。）の第10に定める例によるものとする。
- 3 開示の実施に係る費用の負担については、情報公開実施要領第11に定める例によるものとする。

第9 開示しないことができる個人情報（規程第16条）

個人情報の申出に対して開示しないことができる場合を、規程では6項目規定しているが、原則は自らの情報を自らが知る権利があることに留意するものとする。ただし、試験の面接での評価など事業の執行に著しく支障をきたすものは除くものとする。

第10 異議の申出への対応（規程第25条）

- 1 規程第25条第1項に規定する異議の申出は、情報公開実施要領第12の1項に定める例によるものとする。
- 2 規程第25条第3項に規定する回答は、情報公開実施要領第12の2項に定める例によるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月19日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

(別記1)

本会個人情報該当項目

- 1 本会役職員の人事、給与、健康状況
- 2 社会福祉事業従事者及び社会福祉団体の退職年金共済、退職手当積立基金事業における加入者に係る情報
- 3 生活福祉資金、離職者支援資金、助けあい資金貸付事業における借受者に係る情報
- 4 ボランティア名簿作成におけるグループ代表者等の個人情報

- 5 介護等体験調整事業における体験者名簿に係る情報
- 6 社会福祉総合相談事業における相談者に係る情報
- 7 地域福祉権利擁護事業における利用者に係る情報
- 8 福祉サービス利用者の苦情解決事業における個人に係る情報
- 9 千曲市からの受託事業に係る利用者の個人情報

(別記2)

本会が取り扱う特定個人情報の範囲

- 1 本会役職員の人事、給与、健康状況
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務（国税関係及び地方税関係）
 - ②雇用保険届出事務
 - ③労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ④健康保険・厚生年金保険届出事務
- 2 役職員の配偶者に係る個人番号関係事務
 - ①国民年金の第3号被保険者の届出事務
- 3 講師、取引事業者（個人の場合）の料金等振込に係る情報
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

